桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	桐生都市計画道路網の見直し方針(原案)
意見募集の趣旨	桐生市では、古いものでは昭和12年(1937年)に都市計画道路を決定
	し、順次整備を進めてきましたが、決定後、最大で約80年が経過した現
	在でも、未整備の路線・区間がまだ多く残っています。
	人口減少や自動車交通量の減少といった社会情勢の変化を受け、持続可
	能な集約型都市構造の構築と、自動車に過度に依存しない都市環境の形成
	を見据えたまちづくりを進めていくため、未整備となっている都市計画道
	路については、その役割や機能の再検証を進めてきました。
	標記方針について広く市民の皆様の意見を反映した計画とするため、意
	見提出手続を行うものです。
意見を提出でき	1 市内に住所を有する個人
る人	2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体
	3 市内の事務所又は事業所に勤務する人
	4 市内の学校に在学する人
	5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
意見の募集期間	平成31年3月11日(月)~4月10日(水)
意見の提出方法	住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してくだ
	さい(「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、
	その関係を簡潔に記載してください。)。意見提出にあたっては、極力、案
	のどの部分に対しての意見かを明記してください(案全般に係る意見の場
	合はこの限りではありません。)。なお、決められた書式はありません。
	(1) 直接提出・・・桐生市役所5階都市計画課へ提出してください(土・
	日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)。
	(2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所都市計画課あて送付してください。
	(3) ファクシミリ・・・0277-45-0088 へ送信してください。
	(4) 電子メール・・・toshikei@city.kiryu.lg.jp へ送信してください。
	※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。
参考資料	なし
担当	都市整備部 都市計画課 計画係
	電話 0277-46-1111(内線 744)
備考	・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを
	公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の個人
	情報は公表しません。
	・個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報保護条例に基づき適正に
	管理します。
	・提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。